

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

城陽市長 奥田 敏晴

市町村名 (市町村コード)	城陽市 (26207)
地域名 (地域内農業集落名)	富野地区 (枇杷庄・西富野・東富野・長池・観音堂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(富野地域の現状について)

富野地区は、枇杷庄地区を中心にイチジクの生産が盛んな地区であり、収穫されたイチジクは、JA京都やましろを通じて京都市場へ出荷・販売される他、市内の直売所や農業者個人の直売にて販売されている。また、東京・豊洲市場への出荷も行われている。さらに、6次産業化・農商工連携の取り組みとして、イチジクを用いた産品も誕生している。

また、豊富な水源を利用した城陽市の市の花である花しょうぶを始め、カラーや花ハスなどの花き類の生産も盛んな地区となっている。他にも、抹茶の原料となる良質な「てん茶」の生産やトマト等の野菜や桃や柿をはじめとする果樹など幅広い作物を栽培している。柿については、主に富有柿が栽培されている。そして、この地区には水田も多く広がり、水稻栽培も行われている。

耕作放棄地は城陽市全体の約4.6%と極めて少なく、城陽市で1番耕作放棄地が少ないことから、本地区は、市内で最も農業が盛んな地区であるとも言える。

担い手の状況として、他の地区と比較して担い手が1番多い地区となっている。また、認定新規就農者が1名誕生し、意欲のある若い農業者が増えつつある地区となっている。

(富野地域の課題について)

現在の当該地区の経営意向として、規模縮小や離農を希望する者が33.0%であり、城陽市の4地区のうちで最も低い割合となっているが、75歳以上の農業者の増加に伴い、規模縮小や離農を希望する者が増加する可能性がある。

また、この地域の農業者の65.4%は、農地保全に活躍されており、現状維持の意向もあることから、引き続き、農地を保全していくことが課題となっている。

次に、シカやアライグマなどの有害獣による被害が近年拡大している。また、大型農機の導入・更新時における経営の負担が大きいため、離農する恐れがある。また、昨今では長雨などの異常気象が続いて作物が作りにくい状況が生じており、これらへの対応が必要となる。

さらに、昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0.12haではあるものの、これ以上増やさないことが課題である。また、進入路が無いなど、農業がやりにくいということが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(富野地域の今後のあり方について)

安定した農業経営を目指し、富野地区で多く栽培されているイチジクについては、水稻等からの転換を通じて生産量の拡大や、6次産業化・農商工連携の取組を通じて、商品開発の促進によりさらなる産地づくりを目指す。花き類についても、水稻等からの転換により産地づくりを進める。

女性や様々な年代の農業者が農業しやすい環境づくりを進める。規模縮小する意向のある農業者の農地については、規模拡大を希望する農業者や地区に進出意向のある農業者等、多様な担い手への集積に向けた地区の話し合いやマッチングを進める。

有害鳥獣対策として、行政の支援を活用しながら、侵入防止柵の設置などの取組みを地区で検討する。大型農機の導入・更新については、共同利用等の検討など、地区として負担軽減につながる方策を検討する。さらに、産地を確立するために、異常気象に対応した栽培管理技術の検討を支援機関とともに進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	－ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を設定するが、内川や野路地の農地のうち多面的機能支払交付金の活動区域になっていない区域は除外する。その他、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者(耕作者)での耕作を原則とするが、規模縮小の意向が出た場合は、対象地域内の規模拡大の意向がある認定農業者等を初めとする多様な担い手に利用調整を行い農地の集約化を行う。その際は、必要に応じて進入路の確保を図るなど、耕作しやすい環境を講じる。 また、認定農業者等が農地を引き受けできない場合は、対象地域外の認定農業者等に利用調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画達成のための協議の場を通じて、農地中間管理機構の活用を促し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者への農地集積を進め、農地利用の効率化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
規模拡大を希望する農業者への農地集約に向けた用排水設備(農道、水路、ポンプ)の整備、圃場整備について、農家組合、土地改良区が行政の支援を活用しながら維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業の担い手の支援及び、後継者・新規就農者の育成について、京都府山城北農業改良普及センター、(一社)京都府農業会議現地推進役、城陽市、JAと連携して行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の取組に向けて、JA等との協議を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・生産者の担い手の育成による生産量の維持・拡大を通じた生産額の拡大。
- ・当該地区での新規就農者の受入れの仕組みづくり、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者等、多様な担い手へ集積・マッチング。
- ・農業用機械・施設等の設備面の整備。
- ・女性、高齢者も働きやすい環境をつくり、労働力の確保を目指す。
- ・法人化の推進や集落営農の組織化を目指す。
- ・生産者、JA、販売者の連携を一層密にした流通方法の構築。